

学校いじめ防止基本方針

弘前市立第二中学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実をふまえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組まなければならない。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の仲間や教職員と信頼できる関係の中で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

しかし、いじめは冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、あるいは暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけとして不登校になったり、自らの命を絶とうとするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。このように、いじめ問題への対応は、学校として大きな課題となっている。

そこで、生徒の尊厳を保持する目的のもと、「いじめ防止対策推進法」及び「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」に基づき、生徒たちが意欲をもって、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図るために、「学校いじめ防止基本方針」を次のように定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけあいであっても、いじめ防止等の対策のための組織において背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か、適切に判断するものとする。

【いじめ防止対策推進法第2条】

【文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂）】

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ④ 「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」という認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用にも促進作用にもなり得る。

② いじめが生まれる背景

いじめ加害の背景には、勉強や家庭環境、人間関係等のストレスが関わっていることが多い。いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

（東京都立研究所の要約引用）

ア 嫉妬心、支配欲、愉快犯、同調性、嫌悪感、反発・報復、欲求不満

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

(生徒指導上の諸問題に関する調査項目より)

- ① 冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンやスマートフォン等の情報端末を介して誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

- ① いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制
- ② 教師と生徒との良好な人間関係の構築(何でも先生に相談できる雰囲気づくり)
- ③ 生活ノートや教育相談を活用することによる情報収集
- ④ 「生徒指導対策委員会」を設置し、年度初めには今年度の方針、年度末には反省をして次年度に生かしていくなどの協議をした上で学校、地域が一丸となって未然防止にあたる。構成メンバーは、次のとおりとする。
校長、教頭、生徒指導主事(ハートフルリーダー)、関係職員(教務主任、各学年主任、養護(助)教諭、心の教室相談員等)、外部人材(SC、学校運営協議会委員)

【いじめ対応の流れ①】参照

(2) いじめ発生時

- ① いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な体制
- ② 「生徒指導対策委員会」を設置する。構成メンバーは、次のとおりとする。
校長、教頭、生徒指導主事(ハートフルリーダー)、関係職員(教務主任、各学年主任、関係学級担任、養護(助)教諭、心の教室相談員等)、外部人材(SC、関係機関職員等)

【いじめ対応の流れ②】参照

(3) 重大事態発生時

- ① 教育委員会に報告後、調査組織に入ってもら外部専門家について、教育委員会事務局と相談のうえ、決定する。
- ② 「生徒指導対策委員会」を設置する。構成メンバーは、次の通りとする。
校長、教頭、生徒指導主事(ハートフルリーダー)、関係職員(教務主任、各学年主任、関係学級担任、養護(助)教諭、心の教室相談員等)、外部人材(SC、関係機関職員等)

【いじめ対応の流れ③】参照

☆いじめ防止、早期発見、事案対処のマニュアルに関しては以下のとおりとする。

(4～8参照)

4 いじめの防止

いじめ防止について、「学校いじめ防止対策プログラム」に基づき、具体的な取組を進める。

(1) 共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて職員会議等で周知を図り、普段から教職員全員の共通理解を図る。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) 学習指導の充実

- ① 全教員による授業研究とお互いの授業参観
- ② 「生徒指導の実践上の視点」を生かした授業の実践
- ③ 協働的、交流的な活動をととした自己肯定感の育成（短学活・長学活含む）
- ④ 一人一人を大切にした分かる授業づくり、一人一人が参加・活躍できる授業づくり
- ⑤ 「学習の基本5か条」の徹底
- ⑥ 授業における教師の言語環境の充実
- ⑦ 障がい（発達障がいを含む）をもつ生徒への適切な理解と対応

(3) 生徒指導の充実

- ① 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応と積極的な生徒指導の推進
- ② 学校の教育活動全体を通じ、自己有用感、自己肯定感を高めるよう努めること
- ③ SGE、SST、GWTの活用によるコミュニケーション能力の育成
- ④ スクールカウンセラーや心の教室相談員との緊密な情報交換
- ⑤ スクールカウンセラーを講師とした職員研修

(4) 特別活動の充実

- ① 一人一人を大切にする居場所のある学級づくり
- ② 生徒指導の機能を活用した自主的な態度を育てる学級活動
- ③ 自主性、主体性を生かした創意工夫ある生徒会活動・委員会活動
- ④ リーダーシップの育成及び感動と連帯感を高める学校行事
- ⑤ 生徒会主催によるボランティア活動

(5) 道徳教育の充実

- ① 学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実、読書活動・体験活動を充実させ「自他の生命の尊重」「規範意識」「社会性」「調整し解決していく力」「判断して行動する力」「コミュニケーション能力」等を育成する

(6) 教育相談の充実

- ① 教育相談前及び各学期末のいじめアンケートの実施
- ② 生徒理解等に基づいた教育相談の実施（1・2学期）
- ③ アセスの実施（1・2学期）

(7) 情報教育の充実

- ① 各学年の発達の段階に応じた情報モラル教室の実施

(8) 保護者・地域との連携

- ① 学区小中一貫教育連絡協議会における授業公開、生徒指導に関する情報交換
- ② 「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の実施及び積極的な参加
- ③ 健全育成協議会と連携した3M運動による見守り活動

5 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ① 些細な兆候、変化からいじめを積極的に認知し、迅速、丁寧な初期対応を含めて教職員で的確に関わる。
- ② 全職員で情報共有し学校全体でいじめと向き合う。

(2) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、あるいは学級担任との個人ノート等のやりとりによりいじめの実態把握に取り組むとともに、生徒を見守り、日頃から信頼関係の構築に努め、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 保健室や心の教室相談員、スクールカウンセラーについて周知し、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ③ 個人情報については、取り扱いの方針を明確にし適切に扱う。また、いじめに関する情報については教職員全体で共有する。

6 いじめに対する措置～解決に向けた対応～ 【いじめ対応の流れ②】 参照

(1) 基本的な考え方

- ① 発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③ 形式的に謝罪や責任を問うことなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、迅速に市教委に報告する。
- ② 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
(被害者、情報提供者ファーストの視点で)
- ④ 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、ただちに情報を共有する。
- ⑤ 速やかに被害生徒などから事情を聞き取り、その後加害生徒に聞き取りを行うなど事実の有無の確認する。
- ⑥ 事実確認の結果は、市教委に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(3) いじめられた生徒及び保護者への対応

- ① 事実関係の聴取を行う。
- ② 自尊感情を高めるよう留意するとともに、プライバシーに十分配慮して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ④ 当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑤ いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくるなど、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) いじめた生徒及び保護者への対応

- ① 事実関係の聴取を行う。
- ② 複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- ③ 事実関係の聴取をした後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ いじめの状況に応じて、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) 保護者同士が対立する場合など

- ① 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ② 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ③ 必要に応じて教育委員会や関係機関を連携して解決をめざす。

(6) いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- ③ 同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ④ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

※いじめの解決とは

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や回りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。短期間でいじめ解決の判断をするのではなく、すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団になったかを見取ることが肝要である。具体的には以下の2点になる。

- ① いじめに係る行為が3か月以上止んでいること。
- ② 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

(7) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
 - ア 関係生徒及び保護者への対応の仕方の支援・指導・助言
 - イ 関係機関との連絡調整
- ② 警察との連携
 - ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - イ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係（児童相談所等）との連携
 - ア 家庭の養育に関する指導助言
 - イ 家庭での生徒の生活、家庭環境の状況把握
- ④ 医療機関（学校医、保健所等）との連携
 - ア 精神保健に関する相談
 - イ 精神症状についての治療、指導助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ア 中学生にパソコンやスマートフォンなどの情報端末を持たせる場合には、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどの適切な対応をすることを求める。また、情報モラル等を学校と連携して子供たちに啓蒙していくことへの協力を求める。
- ② 教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施する。
- ③ 情報教育の充実
 - ・情報モラル教室の実施

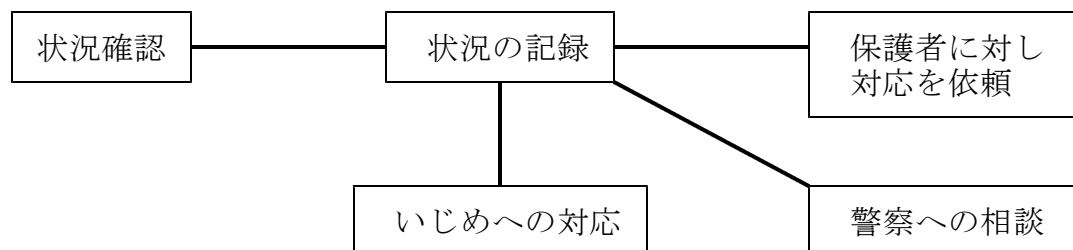
(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ア ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

イ 名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、警察への相談を含め、関係機関と連携し保護者を中心とした対応を依頼する。

ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応 【いじめ対応の流れ③】 参照

いじめ重大事態については、弘前市いじめ防止基本方針及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対処する。

（1）重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

ア 生徒が自殺を企図する及び自殺を示唆した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

ア 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を始める。

（2）重大事態への対処

① 学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 具体的な取組と評価

別紙【学校いじめ防止対策プログラム】参照

10 その他

（1）「学校いじめ防止基本方針」を本校学校経営要覧に掲載する。

（2）策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページに掲載する。